

日・ペルー投資協定のポイント

1. 投資の自由化及び投資家の権利保護

我が国が近年締結した投資協定及び経済連携協定(EPA)の投資の章と同様に、(イ)投資財産の保護及び(ロ)自由化に関する規定を置き、レベルの高い内容。

①投資の許可段階の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与

②投資を阻害する効果を有する特定措置の履行要求(例:現地調達要求、技術移転要求等)の原則禁止

2. 「投資環境改善小委員会」設置

投資環境の改善のために効果的と考えられる、官民合同の対話メカニズムを投資協定初の試みとして設置。

「合同委員会」の下部機関である「投資環境改善小委員会」においては、協定の範囲内で、投資環境の改善に係る情報交換・討議を行うことが可能。